

第2章 県の危機管理体制

I 平常時の体制

1. 危機管理委員会及び事務担当者会議の設置

平常時において、危機管理に関する事務の総合調整等を行うため、関係課長、各部局総務主幹等を委員とする「危機管理委員会」を設置する。

また、「危機管理委員会」の下には、各部局幹事課企画調整担当職員等による「危機管理事務担当者会議」を置いて、危機管理に関する事務の連絡調整や危機事象に関する情報収集等を担うものとする。

所管部局においては、これら危機管理委員や事務担当者が中心となって、所管の危機事象に関して総合調整を行っていく。

危機管理委員会及び危機管理事務担当者会議に関する設置要綱は、参考資料2のとおりである。

また、危機管理委員及び担当者等の連絡先は、参考資料3のとおりである。

なお、危機管理委員及び担当者の役割は、次のとおりである。

【危機管理委員、担当者の役割】

①平常時の役割

- ア 情報伝達・連絡体制の整備
- イ 部局所管の危機事象に関する危機管理マニュアルの作成、点検
- ウ 部局内における訓練、研修の実施

②危機発生直後（初動体制確立前）の役割

- ア 情報収集及び情報の管理、提供
- イ 部局長及び危機管理調整部局との連絡、調整
- ウ 部局内職員の動員
- エ 危機事象への初動対処措置の調整（体制の決定等）

2. 情報伝達・連絡体制

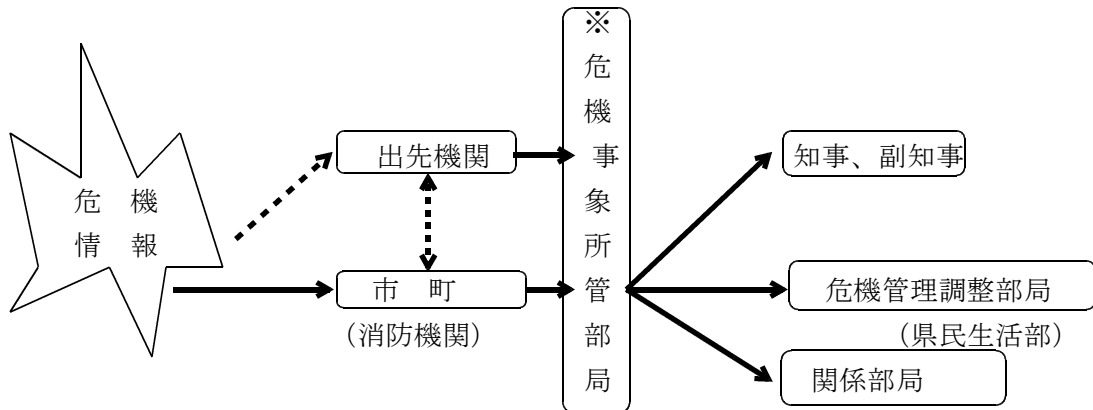
危機事象が発生し又は発生のおそれのある場合の第一義的な情報は、市町や消防機関、あるいは県の出先機関などを通じて、伝達されることになる。そのため、所管部局は、それぞれの危機事象について、平常時から市町の関係課や出先機関との連絡体制を確立しておく。

また、所管部局は、それぞれの危機事象について、あらかじめ担当職員を定めておくとともに、危機事象が発生又は発生のおそれのある場合、収集した情報を夜間・休日も含め、担当職員から速やかに危機管理委員及び所属長へ伝達する。更に、危機管理委員は、状況に応じて、所管部局長を通じ知事、副知事へ伝達するとともに、調整部局へも伝達できる体制を確立しておく。

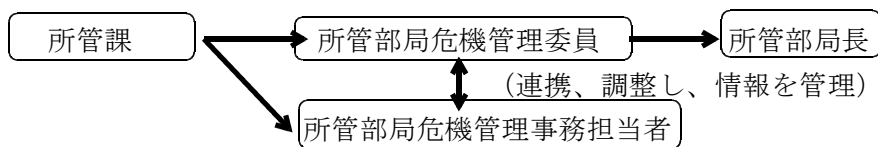
◆連絡体制確立の方法

連絡網を整備する場合、単に「〇〇課△△氏 TEL 〇〇」ではなく、少なくとも第1順位から第3順位までの担当者を定めておく。また、固定電話と携帯電話等、2つの連絡先を記載しておくことが望ましい。

【図2 危機事象の伝達イメージ図】



《※ 部局内の連絡体制》



3. 危機管理マニュアルの整備

危機事象所管部局は、第1章で定めた所管の危機事象に対処するため、本計画に基づき、想定される危機の事例、担当窓口・責任者、連絡体制、初動対応の方法等を具体的に定めた「危機管理マニュアル」を作成する。

「危機管理マニュアル」の作成にあたっては、危機事象の特性等も考慮の上、参考資料1に掲げた危機管理マニュアルの標準項目を参考に作成する。また、関係各課によるマニュアル作成検討委員会等のワーキンググループも活用し、作成するものとする。

Ⅱ 危機発生時の体制

1. 初動体制の確立

(1) 注意体制

危機事象が発生し又は発生のおそれのある場合は、危機事象の所管課において、**注意体制**を執り、必要に応じて、「**危機（事故）調整会議**」（以下「調整会議」という。）（構成員：所管課、関係課、危機管理課）を設置し、情報収集や危機への対処を行う。

「調整会議」の役割は次のとおりである。

- ① 情報の収集、管理
- ② 初動対応措置の決定と実施
- ③ 関係機関との調整
- ④ 危機（事故）警戒本部又は危機対策本部への移行の決定

なお、「調整会議」の準則は、参考資料4のとおりである。

(2) 警戒体制

被害の拡大が予想される場合は、所管部局を中心に、**警戒体制**を執り、所管部局長等を本部長とする「**危機（事故）警戒本部**」（以下「警戒本部」という。）（構成員：所管課長、関係課長、危機管理課長、関係部局の危機管理委員）を設置し、情報収集や危機への対処を行う。

「警戒本部」の役割は次のとおりである。

- ① 情報の収集、管理、情報の提供
- ② 初動対応措置の決定と実施
- ③ 関係機関との調整
- ④ 危機対策本部への移行の決定

なお、「警戒本部」の準則は、参考資料5のとおりである。

(3) 非常体制

また、被害が相当程度拡大し、社会的な影響が大きく、全庁的な対応が必要な場合は、**非常体制**を執り、知事を本部長とする「**栃木県危機（事故）対策本部**」（以下「対策本部」という。）（構成員：知事、副知事、各部局長、危機管理監）を設置する。「対策本部」の事務局には、対策統括・総務グループ・情報グループ・支援グループを置き、情報収集や危機への対処を行う。

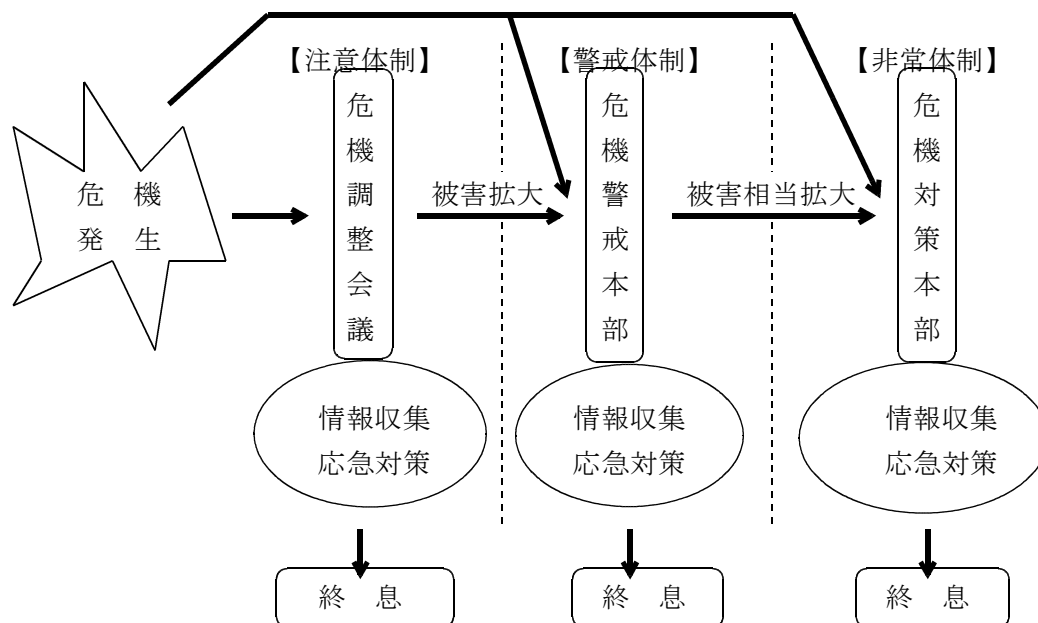
なお、本部長が必要と認める場合は、県出先機関やその他必要な場所に「**栃木県現地危機（事故）対策本部**」（以下「現地対策本部」という。）を設置する。

「対策本部」の役割は次のとおりである。

- ① 情報の収集、管理、情報の提供
- ② 初動対応措置の決定と実施
- ③ 関係機関との調整
- ④ 現地対策本部の設置の決定

なお、「対策本部」の準則は、参考資料6のとおりである。

【図3 初動における活動体制のイメージ図】



2. 職員の参集体制

勤務時間中はもとより、夜間・休日等閉庁時においても、危機事象が発生又は発生のおそれのある場合は、初動体制の区分により、次の基準で当該職員が参集することとし、具体的には危機管理マニュアルで参集範囲を、あらかじめ定めておく。

- ①注意体制 → 危機事象の所管課の職員
- ②警戒体制 → 所管部局の危機管理マニュアルに基づく警戒本部員及び警戒本部事務局等関係職員、必要に応じ調整部局の関係職員
- ③非常体制 → 対策本部要綱に基づく対策本部員及び事務局等関係職員、危機管理委員・事務担当者等

また、危機発生時の初動対応の決定権者は、体制の区分により下記の表3のとおりとするものとする。

【表3 初動体制時の決定権者】

| | 決定者 | 代 決 者 | |
|------|--------|----------|----------|
| | | 第1 | 第2 |
| 注意体制 | 所管課長等 | 所管課総括補佐等 | 所管課担当GL等 |
| 警戒体制 | 所管部局長等 | 所管部局次長等 | 所管課長等 |
| 非常体制 | 知事 | 副知事 | 所管部局長等 |

Ⅲ 関係機関との連携

1. 市町・消防機関・警察との連携強化

市町・消防機関・警察は、危機事象が発生し又は発生のおそれのある場合の第一義的な情報源や初動対応機関となるため、平常時においても、危機管理に関する定期的な情報交換を実施するなど、連絡調整を密にしていく。

また、必要に応じ危機管理に関する研修や訓練等への参加等呼びかけて、常日頃から連携の強化に努めていく。

2. 自衛隊及び国の各機関・ライフライン機関・放送機関との連携

自衛隊は、危機事象が発生した場合、被害を最小限に抑えるため、重要な役割を担うことから、調整部局においては、平常時における情報交換や危機管理訓練への参加等、常日頃から連携を図っていく。

また、国の関係機関やライフライン関係機関・放送機関については、危機事象が発生した場合は、様々な分野で協力を求めることから、平常時から情報の連絡体制の整備等に努めていく。

